

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類'の見直し	46.'措置等の方法'の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
喜多方市	戸籍システムのアウトソーシング	1346	1346010	050010	戸籍システムのアウトソーシング	1. 戸籍原簿(サーバ)を市役所に備え付けなくてもよくする	電子化された戸籍データのサーバ管理業務をアウトソーシングすることにより、行政サービスの24時間365日の提供が可能とするともに民間IDCにおける雇用増が効果として期待できる。	現状においては戸籍原簿の役場保管が義務づけられているために戸籍システムのアウトソーシングができず、その他のアウトソーシング化されている業務との連携を欠き、今後の電子自治体の進展においてもサービス向上の妨げとなるため。	戸籍法第1条、第8条、第117条の2、第117条の3、戸籍法施行規則第7条	戸籍システムにおけるサーバーについては、戸籍法第8条の戸籍正本と同等の位置付けであり、市町村長がこれを管理しなければならない。	3		戸籍は、国民の親族的身分関係を登録・公証するものであるところ、その内容は、高度な個人情報に関するものであり、登録されている情報の漏洩、滅失等は許されるものではないと考えられるため、市町村長がその職責をもって厳重に管理・保管する必要があるものとする。これを民間委託することについては、プライバシー等の問題もあり、国民からの理解も得られないと考える。	提案者の要望は、電子化された戸籍データのサーバ管理業務をアウトソーシングすることにより、行政サービスの向上を図るといふものであり、個人情報に配慮して守秘義務を課すなど一定の要件を課すことも念頭に置きながら、要望の趣旨を踏まえ再度検討し、回答されたい。	3		たとえ民間業者に守秘義務等の一定の要件を課したとしても、戸籍データに記録されている内容の重要性にかんがみると、戸籍データは、市町村長としての職責をもって厳重に管理・保管する必要があるものとする。
船引町	中心市街地活性化による地域再生計画	1165	1165010	050020	役場発行の証明書交付事務及び公共施設の管理運営の民間委託	現在、地方公共団体にしか認められていない証明書等の交付事務及び公共施設の管理運営も民間委託することを可能とする。	中心市街地活性化事業で建設予定の駅舎の中に行政コーナーと健康増進憩いのサロンを設け、証明書等の発行と、駅舎の管理運営をTMOなどの民間組織に委託したい。	現在、役場の証明書等の交付事務は地方公共団体に限定されているが、利用者の利便性向上のため、FAX等による交付事務及び駅舎の管理運営を民間団体に委託し、中心市街地の活性化を同時に実現する。	戸籍法第1条、第10条、戸籍法施行規則第11条、第12条	戸籍謄本等の作成、交付、不交付の判断等は市町村長が行うこととなっている。	3		戸籍謄本等の請求があったときは、戸籍の記載内容が高度な個人情報に関するところであり、プライバシー保護の観点から、市町村長は、請求の事由が不当な目的によることとされている。これらの交付、不交付の決定は、行政処分であり、これを民間事業者に行わせることは相当でないと考えられる。また、地方公務員には法律上の守秘義務が課せられているが、民間事業者に同等の義務を課することは困難であり、個人情報保護の観点からも、民間業者に行わせることはできないものとする。	提案者の要望は、住民に身近な場所で戸籍等証明書の交付を民間委託で行い、利用者の利便性の向上を図るといふものであり、個人情報に配慮して守秘義務を課すなど一定の要件を課すことも念頭に置きながら、要望の趣旨を踏まえ再度検討し、回答されたい。	3	戸籍謄本等の交付は、行政処分であるため、民間業者に守秘義務等の一定の要件を課したとしても、戸籍事務管理者の指揮監督下にある吏員以外の者が行うことはできないと考える。	
茨城県取手市	市民とのパートナーシップによる地域協働社会の構築	1355	1355020	050030	戸籍事務取扱者の資格要件緩和	戸籍事務取扱者の資格要件緩和 市職員以外でも市が条例で定めた資格要件を満たすものに対して戸籍事務を取り扱えるようにする。	市職員以外でも市が条例で定めた資格要件を満たすものに対して戸籍事務を取り扱えるようにし、行政窓口機能の拡充を図る。	市職員以外でも市が条例で定めた資格要件を満たすものに対して戸籍事務を取り扱えるようにし、行政窓口機能の拡充を図るため、本提案を行う。	戸籍法第1条	戸籍事務は市町村長が管掌することとされている。	3		戸籍の届書の受理、不受理の判断、戸籍謄本等の交付、不交付の決定等は、高度な法律判断を必要とする事項であり、その決定は、行政処分であることから、市職員以外の者に戸籍事務を取り扱わせることは相当ではない。また、個人情報保護の観点からも、法律上の守秘義務が課せられていない民間業者に戸籍事務を行わせることは相当ではないと考える。	提案者の要望は、市が条例で定めた資格要件を満たすものに限定して、市職員以外に戸籍事務を取り扱えるようにすることであり、個人情報に配慮して守秘義務を課すなど一定の要件を課すことも念頭に置きながら、要望の趣旨を踏まえ再度検討し、回答されたい。	3	戸籍届出の受理や謄本の交付等は、行政処分であるため、民間業者に守秘義務等の一定の要件を課したとしても、戸籍事務管理者の指揮監督下にある吏員以外の者が行うことはできないと考える。	
栃木県宇都宮市	PFI法の改正(ハード・ソフト両面にわたる民間委託の促進)	3080	3080010	050040	PFI法の改正	PFI法第1条及び第2条の改正(PFI法に定める「特定事業」の対象の拡大)	既存の公立図書館をPFI手法を用いて、民間事業者が運営を行なう。質の高い公共サービスの提供が可能になるとともに、雇用の創出が期待できる。既存の矯正施設(刑務所)をPFI手法を用いて、民間事業者が運営を行なう。効率的な刑務所運営と雇用の創出が可能。	建物の建設を伴わない事業がPFIのとして認められないと、図書館サービス事業などはPFI事業にならないことになり、(刑務所運営についても同様である。)質の高いサービスや効率的な運営を行なうためには、PFI法を改正する必要がある。	なし	刑務所等では、一部の施設において自動車運転業務、施設周辺の警備業務、通訳・翻訳業務などの民間委託を行っている。	3		御提案は、刑務所の運営にも民間事業者が参入できるようにしてほしいという趣旨と考えられるところ。現在、法務省では、刑務所等の業務のうち、民間委託が可能な範囲を明確化し、PFI手法の活用等により、民間委託を推進することとしている。ただし、現在行われているような定型的な業務に加え、民間委託の範囲を大幅に拡大するためには、法律の留保の観点から民間委託することを可能にするための法律の根拠規定(公正・円滑に委託業務を行うこととすることを可能とするためののみなし公務員規定、被収容者のプライバシー保護の守秘義務規定、適正な職務遂行を確保する観点から、民間事業者、職員等の資格要件その他関係法令との調整規定などの法制上の措置について検討することが必要と考えている。	貴省の回答には、法律の留保の観点から民間委託することを可能にするための法律の根拠規定、公正・円滑に委託業務を行うこととすることを可能とするためののみなし公務員規定などの法制上の措置について検討することが必要とあるが、その検討についての具体的なスケジュール、方向性等を明確にされたい。	3	当面、構造改革特区制度を活用することも含め、可及的速やかに検討を行うこととしている。	
青森県	国際線を核とした地域の活性化	1107	1107010	050050	CIQ関係機関の連携と体制強化(県職員による応援も含む)	地域の活性化、ビジット・ジャパン・キャンペーン推進のため、地方空港におけるCIQ関係要員の充実及び弾力的な相互応援など、関係省庁の連携と柔軟な体制の確保による地方空港の国際化促進に向けた支援・国際線運航時におけるCIQ関連業務について、県職員の応援が可能となるような制度の導入	青森・ソウル線の増便をはじめとする青森空港の国際化促進	CIQは、それぞれ所管省庁が分かれており、各機関の連携により体制が整わないと国際線の運航ができないため		青森空港における出入国審査については、青森港出張所の職員が対応しているが、必要に応じて近隣の出張所(仙台入国管理局)から応援職員を派遣するなど、機動的かつ柔軟に対応している。	3		青森港出張所について現時点で更なる体制の強化は困難であるが、国際線入港時の対応については青森県、CIQ機関を始めとした関係機関と十分連絡を取り合い、協力してまいりたい。また、国際線入港時の対応については、引き続き、青森県、CIQ機関を始めとした関係機関と十分連絡を取り合い、協力してまいりたい。	提案者の要望は、青森空港におけるCIQ関係要員の充実及びCIQ関連業務について、県職員の弾力的な応援ができないかというものであり、その趣旨を踏まえ再度検討し、回答されたい。	3	前回答のとおり、県職員による上陸審査等直接の権限行使は困難であるが、国際線入港時の場内整理等につき、県職員の弾力的な応援は可能である。また、国際線入港時の対応については、引き続き、青森県、CIQ機関を始めとした関係機関と十分連絡を取り合い、協力してまいりたい。	

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類'の見直し	46.'措置等の方法'の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
深川市	深川市地域活性化戦略	1018	1018020	050060	地域の中小企業を対象とする認証可能な「公的法人認証」制度の創設	取引の安全性を高め、参入を容易ならしめるため、企業等の識別を確保する制度の創設	地域ポータルサイトを構築し、自治体から認証を受けた個人、企業等の経済主体がICカード(住基カード)に格納された認証機能により電子商取引市場に自由に参入し、地域の農産物等のショッピングモールを設けたり、企業間取引を行うなど、地域の経済活動の振興を図る。ICカードにより取引の安定性、安全性は増し、個人や事業者の決済基盤を強化する。	多様な経済主体の参入を可能とすることで地域経済の活性化を図り、雇用の創出が実現できる。	商業登記法(昭和38年法律第125号)第12条の2第1項及び第3項 商業登記規則(昭和39年3月11日法務省令第23号)第9条第1項、第33条の5	「商業登記に基づく電子認証制度」について 法人の登記情報に基づいて、登記所に印鑑を提出している法人の代表者について、その公開鍵や法人の名称、主たる事務所、代表者の資格・氏名の登記事項を証明する電子証明書を発行する制度であり、電子政府における公的法人認証基盤として位置付けられている。平成16年度早期には全国のすべての法人について制度の利用が可能となる予定	6		地方自治体が構築した地域ポータルサイトに参加する中小企業等について、当該自治体はその参加登録情報に基づき当該中小企業が登録企業等であることをICカードを活用して認証する制度は、当省が所管するところではない。 なお、会社等の法人は、登記することにより法人格を取得するものであるが、当該法人格やその代表者の権限等について、ネットワーク上で確認するための制度としては「商業登記に基づく電子認証制度」が構築されており、平成16年度早期には全国のすべての法人について制度の利用が可能となる予定であり、当該ポータルサイトへの参加登録事務に当該電子認証制度を利用することは可能と料する。				
㈱東京リーガルマインド	有資格者の派遣事業(コミュニティ・ビジネスの促進)	3084	3084010	050070	有資格者の派遣事業(コミュニティ・ビジネスの促進)	厚生労働省の労働者派遣事業関係業務取扱要領の改正。具体的には、第2適用除外業務等、3適用除外業務以外の業務に係る制限の2)を削除する。	コミュニティビジネスの事業体の会計・税務・社会保険関係事務などについて専門知識の面から支援するため、土業者をそれら事業体に派遣する。	コミュニティビジネスの定着・発展は地域活性化にとって重要。定着・発展のためには経営の効率化やスタッフの待遇改善がされなければならず、そのため土業者の支援が必要不可欠となる。資金の少ない事業者が土業者の支援を受けられるには、その派遣労働を認める必要があるため、	弁護士法(昭和24年法律第205号)第72条 司法書士法第73条第1項、土地家屋調査士法第68条第1項	弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で、法律事件に関する法律事務を取扱い、又はその周旋をすることを業することができない。 司法書士又は土地家屋調査士の業務については、労働者派遣の対象とはならない。	7		「労働者派遣事業関係業務取扱要領」において、「資格者個人がそれぞれ業務の委託を受けて当該業務を行う(当該業務については指揮命令を受けない)ことから、労働者派遣の対象とならない」と規定しているのは、資格者個人が労働者派遣業者が、派遣主との間の雇用契約に基づき(指揮命令を通じて、実質的に派遣先の法律事務を取り扱う)おそれがあるなど、弁護士法第72条に抵触する事態を生じないから、これを認めているものである。したがって、同意を要しないものではない。 すなわち、弁護士も労働者派遣の対象とすることを認めると、労働者派遣業者が、派遣主との間の雇用契約に基づき(指揮命令を通じて、実質的に派遣先の法律事務を取り扱う)ことになるおそれがあること、労働者派遣業者が派遣主と法律事務を取扱い、その対象を得ることとなること、といった弁護士法第72条に抵触する事態が生じる。 この点については、従前も、派遣元と派遣先との間の雇用契約に基づき(指揮命令を通じて、実質的に派遣先の法律事務を取り扱う)おそれがあること、労働者派遣業者が派遣主と法律事務を取扱い、その対象を得ることとなること、といった弁護士法第72条に抵触する事態が生じる。 しかし、雇用契約における指揮命令の行使は、個別的な指揮命令のみならず包括的な指揮命令も含むものであり、弁護士法第72条は、そのような包括的な指揮命令も含めて、資格者の弁護士業務への介入のおそれを排除する規定である。 したがって、派遣主が資格者の報酬の対象とならない業務については、派遣元の個別的な指揮命令が及ばない旨を要する旨は法律において明確にしたとしても、無資格者である派遣元が、派遣先に弁護士を派遣して法律サービスを提供させ、当該派遣の対価を得ること自体が、派遣元が包括的な指揮命令の行使による実質的な法律事務の取扱い、あるいは「兜割」に等しいものではない。 なお、弁護士法第72条の規定について、特定し特定の地域内に限定してその規制対象・範囲を変更することは、現代においては、高度通信機器等を利用して遠隔地の勤務者にも法律サービスを提供することが可能であること、派遣元が包括的な指揮命令を行使し、当該業務の対価を得るなどして、実質的に派遣先の法律事務を取り扱うこととなるおそれがあること、といった弁護士法第72条に抵触するおそれがあること、このことは、派遣元が弁護士法人であるかどうかとは関係しないものである。 司法書士又は土地家屋調査士を労働者派遣の対象とすることを認めると、労働者派遣業者が司法書士又は土地家屋調査士との間の雇用契約に基づき(指揮命令を通じて、実質的に派遣先の法律事務を取り扱う)おそれがあること、労働者派遣業者が派遣主と法律事務を取扱い、その対象を得ることとなること、といった弁護士法第72条に抵触する事態が生じることになる。この点については、従前も、派遣元が包括的な指揮命令の行使による実質的な法律事務の取扱い、あるいは「兜割」に等しいものではない。 労働者派遣業者が派遣主と法律事務を取扱い、その対象を得ることとなること、といった弁護士法第72条に抵触するおそれがあること、このことは、派遣元が司法書士法人又は土地家屋調査士法人であるかどうかとは関係しないものである。				
稚内市	地球環境に貢献する国際交流都市の形成	1327	1327030	050080	入国管理局出張所の体制整備	稚内・コルサコフ間定期航路や稚内空港の国際化により、サハリン州からの人の往來の増加が期待される中、入国管理局出張所職員の増加による体制整備が必要である。	サハリン大陸棚石油・天然ガス開発事業やインフラ整備等により稚内港を中継基地とした貨物の輸出入が増加しており、また、稚内・コルサコフ間定期航路や稚内空港の国際化により、サハリン州からの人の往來の増加が期待される中、CIQの体制整備等による港湾機能の充実が当市が目指す国際交流都市の形成に資するものであり、地域経済の活性化や地域雇用の創出に繋がるものである。	稚内・コルサコフ港間の定期航路が夏期間50往復運航し、約5千人に利用され、また、稚内空港の国際化により、サハリン州からの人の往來の増加が期待される中、入国管理局出張所職員の増加による体制整備が必要である。特区により税関の体制整備は進んだが、入国管理、植物検疫など関係機関の体制整備による稚内港の一層の機能強化が必要である。		稚内空港における出入国審査については、稚内港出張所の職員が対応しているが、必要に応じて札幌入国管理局から応援職員を派遣するなど、機動的かつ柔軟に対応している。	3		稚内港出張所について、現時点で、更なる体制の強化は困難であるが、国際線入港時の対応については、関係機関と十分連絡を取り合い、協力してまいりたい。	提案者の要望は、稚内空港における入国管理局出張所職員の増加による体制整備というものであり、その趣旨を踏まえ再度検討し、回答されたい。	3		稚内港出張所について、現時点で、更なる体制の強化は困難であるが、国際線入港時の対応については、引き続き、関係機関と十分連絡を取り合い、協力してまいりたい。
大分県	港湾CIQ利便性向上のための国・県タイアップ計画	2060	2060020	050090	入国管理局、税関の非常勤職員制度創設	港湾を開港、不開港の二つに峻別する関税法を見直し、業務量の見通しが一定量に達しない港についても、入国管理局、税関が職員OB等を非常勤職員として雇用し、柔軟に出入港手続を行うことができるようにする	別府港に、入国管理局、税関が、職員OB等を非常勤職員として雇用し配置することで、適宜、柔軟に出入港手続を行うことができるようにし、いつでも入国管理、税関業務を行える体制を構築する。	現在、不開港である別府港に、国際観光クルーズ船が入出港する場合には、不開港入出港手続を行い、入国管理局、税関、検疫所から職員の出張予定の調整を行うことが必要になる。これらは、業者にとって負担となっており、別府港への入出港を敬遠する原因になっている。		入国管理局の定年退職者等を入国管理局関係の専門知識を要する職場において活用しているところである。	3		現状においても、入国管理局の定年退職者等を入国管理局関係の専門知識を要する職場において活用しており、今後も当分の間、入国管理局の退職者数は現状程度となることを見込まれることから、これ以上の退職者の活用は困難である。 なお、別府港において船舶が入出港する場合には、担当官署のほか近隣の出張所等からの応援体制を強化するなど機動的な体制を確保することにより対応しているところである。	提案者の要望は、別府港における入出港手続を柔軟に行える体制を整備するために、職員OB等を非常勤職員として雇用し配置しようとするものであり、その趣旨を踏まえ再度検討し、回答されたい。	3		別府港における入国管理局の退職者の活用は現時点で困難であるが、同港において船舶が入出港する場合には、引き続き、担当官署のほか近隣の出張所等からの応援体制を強化するなど機動的な体制を確保することにより対応することとした。



15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類'の見直し	46.'措置等の方法'の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
豊橋市	多文化共生まちづくり構想	1261	1261010	050100	外国人登録申請様式のユニバーサルデザイン化	外国人登録法施行規則の改正し、ポルトガル語版・中国語版の申請書を作成する。	外国人登録法施行規則の改正し、申請書様式のポルトガル語版・中国語版を作成することで、多くの外国人市民が自ら外国人登録申請できるようユニバーサルデザイン化を図る。	現在、日本語と英語の標記であるため、他母国語の外国人市民1人だけでは外国人登録申請できないため。	外国人登録法第3条第1項、第8条第1項及び第2項、第9条第1項及び第2項、第9条の3第1項、外国人登録法施行規則第1条第1項、第9条第1項、第11条、第12条第1項、別記第1号様式、第10号様式及び第11号様式	現行、外国人登録申請書については、日本語、英語併記のものを使用しているところである。また、多様な言語に対応できるようにポルトガル語、中国語を含む9か国語による「外国人登録申請書記入見本集」を全国の市区町村に配付している。	5	-	全市町村に配付している「外国人登録申請書記入見本集」の活用により対応可能であると考えられる。なお、地方自治体が独自に住民サービスとして英語以外の外国人登録申請書の作成を行うことは問題がない。				
豊橋市	多文化共生まちづくり構想	1261	1261020	050110	転出時の届出の義務化	外国人登録として転出時の届出を義務化する。	外国人登録として転出時の届出制の義務化を図り、住所地把握し、税金・社会保障等の適切な管理を行う。居住地変更等の手続きは住民基本台帳と整合性を持たせ、特に転出時の届出制を検討し、入国管理局からの出国者等の連絡の迅速化を図る。	転出時の届出制がないため、市税・国保税・健康保険などが滞納及び徴収不能となる事例が多数あるため。	外国人登録法第8条	外国人が居住地を変更した場合には、新居住地の市区町村長に居住変更の登録申請が義務付けられており、かかる申請を受けた市区町村長は旧居住地の市区町村長に対し当該外国人に係る登録原票の送付を請求しなければならないこととなっているので、旧居住地の市区町村長は転出時の届出義務がなくとも当該外国人が転出した事実を知ることができる。なお、転出時の届出に関しては、昭和31年の外国人登録法の一部改正の際、外国人の負担軽減及び事務の簡素化を図る観点から、これ廃止した経緯がある。	8	-	外国人が居住地を変更した場合には、新居住地の市区町村長に居住変更の登録申請が義務付けられており、かかる申請を受けた市区町村長は旧居住地の市区町村長に対し当該外国人に係る登録原票の送付を請求しなければならないこととなっているので、旧居住地の市区町村長は転出時の届出義務がなくとも当該外国人が転出した事実を知ることができる。なお、転出時の届出に関しては、昭和31年の外国人登録法の一部改正の際、外国人の負担軽減及び事務の簡素化を図る観点から、これ廃止した経緯がある。				
茨城県	ひたちなか地区の土地利用及び港湾利用推進プロジェクト	1278	1278050	050120	外国人である乗員の上陸許可手続の簡素化に係る国の機関の連携	外国人である乗員が休養、買物その他のこれらに類似する目的をもって上陸する場合における乗員上陸許可証について、対象区域内の国の港湾関係官公署の端末から電子的方法による交付を可能とする。	平成15年7月から港湾手続のシングルウィンドウシステムが稼働し、各種申請手続についてはワンストップサービス化が図られたが、同システム稼働後も、上陸許可証の交付を受ける場合は、出入国管理事務所まで出向く必要がある。このため、乗員上陸許可証を、対象区域内の国の港湾関係官公署の端末からの交付を可能とすることにより、手続面・費用面でのコストを低減する。	シングルウィンドウシステムの稼働により、各手続に共通する情報の重複入力の手間を省くことや、複数の行政機関への申請をひとつの窓口から行うことが可能となったところである。しかしながら、同システム稼働後も、上陸許可証の交付については、個人認証等のセキュリティ上の問題等により、出入国管理事務所まで出向く必要があるとされている。このため、乗員上陸許可証の交付について、セキュリティの問題にも対応できるよう、ひたちなか地区内の国の港湾関係官公署が連携し、それぞれの端末からの交付を可能とすることを提案するものである。	出入国管理及び難民認定法第16条、出入国管理規則第15条、第61条の3、別記様式第21号様式	乗員上陸許可書については書面交付としている。	7	-	国の他機関における乗員上陸許可書の交付については、新たなプログラム開発を伴うものであり実施は困難である。なお、国として新たなセキュリティシステムを開発することについては、その実施は困難であるが、今後、セキュリティシステムの内容等については検討してまいりたい。				
千葉県	成田空港を活用した周辺地域の活性化	1304	1304030	050130	トランジット客の専用窓口の設置	トランジット客の専用窓口の設置	現在、成田空港には年間約320万人(平成14年)に及ぶ国際線の通過者(トランジット客)があり、この中には次の国際便への待ち時間を利用して観光等を楽しむため我が国に上陸する者がいる。そのパターンとしては、査証相互免除国から査証の取得なしに上陸する場合と、寄港地上陸許可を得て72時間の範囲で上陸する場合(主に査証相互免除国以外の国からの外国人)がある。これらの外国人は、通常、他の目的で出入国する外国人と同一の窓口で審査を受けている。出入国窓口では発着便の集中等によりしばしば混雑が生じ、手続きに長い時間を要することがあり、トランジット客が空港外で空港周辺の観光や買い物を楽しむ障害となっていることから、トランジット客専用の出入国審査窓口が求められる。	現在、成田空港には年間約320万人(平成14年)に及ぶ国際線の通過者(トランジット客)があり、この中には次の国際便への待ち時間を利用して観光等を楽しむため我が国に上陸する者がいる。そのパターンとしては、査証相互免除国から査証の取得なしに上陸する場合と、寄港地上陸許可を得て72時間の範囲で上陸する場合(主に査証相互免除国以外の国からの外国人)がある。これらの外国人は、通常、他の目的で出入国する外国人と同一の窓口で審査を受けている。出入国窓口では発着便の集中等によりしばしば混雑が生じ、手続きに長い時間を要することがあり、トランジット客が空港外で空港周辺の観光や買い物を楽しむ障害となっていることから、トランジット客専用の出入国審査窓口が求められる。	出入国管理及び難民認定法第14条	トランジット客については、空港内のトランジットエリアに止まり、乗り継ぎの航空機に乗船するか、寄港地上陸の許可を受けて、72時間以内の範囲内で、出入国港の近傍に上陸することとなる。	7	-	成田空港入国者数は年々増加しており、トランジット客専用の新たな専用窓口を設けることは、更なる出入国審査窓口の混雑を招くおそれがあることから実施困難である。				

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類'の見直し	46.'措置等の方法'の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答	
愛知県、豊橋市、蒲郡市、田原市、御津町	国際自動車産業交流都市	1352	1352060	050140	国における外国人に対する諸政策の一本化	三河港地域を構成する自治体には、外国人が多く(居住し、自動車産業に勤務する者も多い)、外国人との共生は今後のこの地域の重要な課題であるが、外国人に関わる各種制度が関係省庁により個別に運営されているため、外国人にとって不便である。そこで、入国管理をはじめとして査証許可や医療・保険・教育等の外国人に関連する施策について国において窓口を一元化するなど総合的な対応を図る。これにより、在住外国人も日本人と同様に生活し働ける多文化共生社会を整備することで、在住外国人の日本における長期的生活設計が可能となり、不動産の購入や教育支出など経済効果が期待できるとともに、外国人の企業による雇用の増大が期待できる。	国において、多文化共生推進のための基本方針の策定や、それを実現するため諸課題に取組み下記の省庁間の調整を行うための統括窓口を設置する。 入国・在留審査・管理(法務省) 査証発給(外務省) 日本語教育、子女教育(文部科学省) 医療保険、年金、雇用管理(厚生労働省) 地方自治体への支援等(総務省) 不法滞在者・治安対策(警察庁)	外国人の長期滞在化・永住化傾向が高まっており、地域の一人として生活するようになる。また、国においてこれら外国人の長期滞在化・永住化に対応する基本方針が明らかでなく、対応する総合窓口等も存在しないため、地方公共団体においてこれらの問題への対応が困難となっている。	-	外国人に係る行政については、関係省庁間で連携を図っている。	3	-	行政効率の観点から新たに統括窓口を設置することは困難であるが、外国人に係る行政については関係省庁間で連携を図っており、今後とも関係機関の連携を密にしていきたい。	提案者の要望は、外国人に対する諸政策一本化のための、省庁間の調整を行うための統括窓口設置を要望しているものであり、これについて再度検討し、回答されたい。	3			行政効率の観点から新たに統括窓口を設置することは困難である。外国人に係る行政については関係省庁間で連携を図っており、今後とも関係機関の連携を密にすることにより、総合的な施策の推進に努めてまいりたい。
愛知県	あいち・なごやモノづくり産業振興構想	1354	1354040	050150	国における外国人に対する諸政策の一本化	名古屋圏には、外国人が多く居住しているが、外国人との共生は今後のこの地域の重要な課題であるが、外国人に関わる各種制度が関係省庁により個別に運営されているため、外国人にとって不便である。そこで、入国管理をはじめとして査証許可や医療・保険・教育等の外国人に関連する施策について国において窓口を一元化するなど総合的な対応を図る。これにより、在住外国人も日本人と同様に生活し働ける多文化共生社会を整備することで、在住外国人の日本における長期的生活設計が可能となり、不動産の購入や教育支出など経済効果が期待できるとともに、外国人の企業による雇用の増大が期待できる。	国において、多文化共生推進のための基本方針の策定や、それを実現するため諸課題に取組み下記の省庁間の調整を行うための統括窓口を設置する。 入国・在留審査・管理(法務省) 査証発給(外務省) 日本語教育、子女教育(文部科学省) 医療保険、年金、雇用管理(厚生労働省) 地方自治体への支援等(総務省) 不法滞在者・治安対策(警察庁)	外国人の長期滞在化・永住化傾向が高まっており、地域の一人として生活するようになる。また、国においてこれら外国人の長期滞在化・永住化に対応する基本方針が明らかでなく、対応する総合窓口等も存在しないため、地方公共団体においてこれらの問題への対応が困難となっている。	-	外国人に係る行政については、関係省庁間で連携を図っている。	3	-	行政効率の観点から新たに統括窓口を設置することは困難であるが、外国人に係る行政については関係省庁間で連携を図っており、今後とも関係機関の連携を密にしていきたい。	提案者の要望は、外国人に対する諸政策一本化のための、省庁間の調整を行うための統括窓口設置を要望しているものであり、これについて再度検討し、回答されたい。	3			行政効率の観点から新たに統括窓口を設置することは困難である。外国人に係る行政については関係省庁間で連携を図っており、今後とも関係機関の連携を密にすることにより、総合的な施策の推進に努めてまいりたい。
石川県	外国人観光客の誘致促進	1053	1053010	050160	外国人観光客の誘致促進	中国人観光客の訪日旅行査証の解禁地域の拡大 予定 = 天津市、遼寧省、山東省、江蘇省、浙江省 解禁予定地区の早期実現 観光ビザの全面的解禁及び免除 外国人観光客に対する入国審査の簡素化、迅速化 海外における観光誘客宣伝の展開	中国人観光客の訪日旅行査証の解禁地域の拡大 予定 = 天津市、遼寧省、山東省、江蘇省、浙江省 解禁予定地区の早期実現 観光ビザの全面的解禁及び免除 外国人観光客に対する入国審査の簡素化、迅速化 小松空港、能登空港での手続き 海外における観光誘客宣伝の展開 VJCの積極的な展開 一地方では世界的なPRは困難	地域においては、誘客促進のための観光地整備やもてなしの推進などの受け地整備を進めるが、海外からの誘客宣伝など発信側における取組みについては、地方としては財政的に限度がある。 国においては、訪日手続きの簡素化やVJCなどによる誘客PRを積極的に推進願いたい。	-	入国審査については迅速化に努めているところである。	( )について)6 ( )について)8	-	( )について)査証については外務省の所管であるが、中国団体観光旅行のための査証の発給対象地域の拡大については、現在関係省庁及び中国当局間において協議中である。 ( )について)観光立国の推進のために、入国審査の迅速化に努めているところである。					
小野町	健康・安心のまちづくりによる地域再生	1240	1240080	050170	夏休み等の学校の休業中の期間、外国人を招聘し、英語や外国の異文化に触れさせ国際化へ対応できる人づくりを推進するため、短期滞在資格による外国人講師招聘を可能としてほしい。	短期滞在資格による活動内容が拡大されることで、外国の大学生等を小中学校の夏休み期間中に外国語講師として招聘でき、英語や異文化を体験させることができ、語学力の向上や国際化へ対応しうる人材育成が図られる。	短期滞在資格による活動は「臨時の報酬等」により規定されているところであるが、夏休み期間中等の短期間での外国人講師招聘(大学生等)を容易にするために、短期滞在資格による活動範囲の拡大が必要である。		出入国管理及び難民認定法第19条、別表第1	在留資格「短期滞在」において、収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことはできない。	1		地方公共団体が実施するプログラムに参加する外国人学生に限り、地方公共団体が当該外国人の滞在中の活動について責任を負うことを前提に、特例的に入国・在留を認めることについて検討する。	提案者の要望は、小中学校の夏休み期間中などに外国の大学生等が外国人講師として報酬を受ける活動を行うのを認めてほしいというものであり、それが実現可能かどうかについて明らかにした上で、実施予定時期及び実施内容を明確にされたい。	2		外国の大学の学生が夏休み期間等を利用して、地方公共団体が実施する異文化交流を目的としたプログラムに参加し、報酬を受けて、我が国の小中学生に対し国際文化交流に係る講義を行う活動について、地方公共団体が当該学生の滞在中の活動について責任を負うことを前提に、「特定活動」の在留資格で入国・在留を認めるため、平成16年度中に告示改正を行う予定である。	



15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
兵庫県・篠山市	陶芸文化の郷づくり構想	2100	2100020	050180	地域内連携事業の効果的な取り組み	外国人の滞在に関する規制を緩和することにより、県立陶芸館(仮称)、陶の郷、地元陶磁器組合、地元作家等が連携して行う海外作家招聘事業を活性化し、国際交流を促進するとともに、若手作家の育成及び地域の活性化に寄与する。	短期滞在等の資格で来日する海外作家に対し、有報酬活動の規制を緩和することによる国際文化交流の活性化	海外作家招聘事業等においては、来日した海外作家が地元作家や住民等と多彩に交流することが望まれるが、報酬を得る活動ができない等、在留資格外の活動について制限があり、規制の緩和を図る必要がある。	出入国管理及び難民認定法第19条、別表第1	在留資格「芸術」に該当する場合は、報酬を得る活動を行うことが可能である。	8	-	現行制度で対応可能である。				
川崎市	川崎臨海部再生・アジア起業家村構想	1178	1178050	050190	投資・経営の在留期間の延長	国際的な起業家支援・育成に取り組む地域については投資・経営にかかる在留資格について、在留期間を3年から5年に延長する。	国際環境特区内に日中の環境系を中心としたベンチャーの集積を誘致するとともに、上海交通大学などとの提携によりシンポジウムの開催などを通じた相互情報の企業への提供、産学の相互ネットワークの形成、国際インキュベーション機能の設置による中国をはじめとするアジア起業家の育成を進める。	国際的な創業支援(インキュベーション)を進めるにあたり、インキュベーション期間3年は一般的には短すぎ、5年程度の期間が必要である	出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項	在留期間の上限は3年とされている。	8	-	在留期間の更新許可を受けることにより対応可能である。 なお、在留期間の上限に係る特例措置については、例えば、外国人研究者については一定の研究分野について研究から起業までの在留期間を認めることにより産業の育成を支援するという目的から在留期間の特例を認めたものであり、要望にあるような単純な在留期間の特例を講ずることは困難である。	提案者の要望は、国際的な創業支援を進めるにあたり、現行の在留期間の延長を求め、その趣旨を踏まえ再度検討し、回答されたい。	8		国際的な創業支援を進めるためとの趣旨で在留期間の上限の伸長を行う特段の必要性は認められないことから要望にあるような特例を講ずることは困難である。
鈴鹿市	健康・福祉・リハビリテーション関連人材育成・産業創出構想	2129	2129030	050200	外国人研究者の在留期間の延長	外国人研究者の在留期間を3年から5年に延長する。	国際競争力の強化 海外から優秀な研究者を大学や企業に受け入れることにより、産業の国際競争力が向上する。	外国人研究者の在留期間が3年と短いと、外国人研究者の研究環境が不十分である。	出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項	在留期間の上限は3年とされている。	4	-	外国人研究者受入促進事業(501,502,503)において対応可能である。				
鈴鹿市	健康・福祉・リハビリテーション関連人材育成・産業創出構想	2129	2129040	050210	外国人研究者の研究成果を活用した営利活動の緩和	外国人研究者の研究成果を活用した営利活動ができるように規定を緩和する。	国際競争力の強化 営利活動の緩和により、外国人研究者の製品開発への意欲を向上させる。	外国人研究者の営利活動制限により、研究意欲を低下させている。	出入国管理及び難民認定法第19条	入管法上、外国人研究者については就労資格として位置付けられており、在留資格「研究」の活動に属する収入を伴う活動等を行うことは可能である。	4	-	外国人研究者受入れ促進事業(501,502,503)において、在留資格「投資・経営」への在留資格変更許可を受けずとも、研究成果を利用した起業等の活動を行うことが可能である。				
愛媛県	松山西部臨海地域における新都市拠点形成構想	2150	2150020	050220	外国人に対する在留資格の要件緩和及び在留資格の変更の円滑化	外国人が当該「投資・経営」在留資格を取得する際に求められる、「2人以上の日本人の常用雇用又は500万円以上の投資」(事業規模要件)、「事業経営・管理者が3年以上の経験を持ち、日本人と同等以上の報酬を受け取る」(経営管理者要件)について、最短期間で指定する外国企業向けの特定施設に入居する場合に限り、以下の通り要件を緩和する。 事業規模要件:雇用については在留資格取得後、1年以内に雇用することを要件(前提条件ではなく、事後の充足要件とする。)とともに、投資については300万円以上に要件緩和を行う。 経営管理者要件:報酬に関する要件を除外する。 構造改革特区の特例措置において、地方公共団体等が外国企業に対し支店等の施設を提供する場合に、支店等開設準備を行う外国企業の職員に対し「企業内転勤」の在留資格を付与することとなったが、在留資格の対象施設を地方自治体による入居資料補助等の支援措置の対象となる施設や、地方自治体が出資する第三セクターが整備・提供を行う施設も対象とする。	【具体的取り組み】 当該地域においては、FAZ関連施設を中心とした貿易インフラに加え、Biz Port オフィス等のベンチャー企業集積施設の整備がされている他、国内主要都市を結ぶ国内路線はもとより国際航空路線の開通も進む松山空港に近接する一方で、中心市街地にも交通至便であるなど、外国(外資系)企業にとって魅力的な立地条件を持っており、今後、IT関連企業をはじめとした外国人企業家や技術者のビジネス活動や外国(外資系)の立地・創業を進めるため、外国人の国内でのビジネス活動のポトル・ネックとなっている在留資格等の要件緩和を実現し、当該地域への外国企業の集積促進を図る。 【実施主体】国 【効果】 ・外国(外資系)企業の立地による雇用創出 ・外国(外資系企業)と県内企業との取引拡大による事業機会の拡充 ・先進的な技術・ノウハウ等の地域産業への移転・波及等 (実施時期)平成16年度以降	外国企業の現地法人代表者が事業経営を行うためには「投資・経営」の在留資格が必要となるが、在留資格を得るためには、左記「事業規模要件」や「経営管理者要件」を満たす必要があるが、在留資格を得られない段階で事業所の確保や現地職員の確保、報酬額の保証等を求めることなど、進出企業の負担が大きいものとなっている。 また、「企業内転勤」についても、技術・業務経験(1年以上)や報酬要件(日本人と同等以上)等の資格要件が定められており、効率的な従業員派遣ができない。	出入国管理及び難民認定法別表第1、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表「投資・経営」及び「企業内転勤」の項	「投資・経営」の在留資格については、経営を行う外国人について、投資の規模として、「2人以上の本邦に居住する者で常勤の職員が従事して営まれる規模のものであること」が要件とされている。また、事業の管理を行う外国人については、事業の経営又は管理について3年以上の経験(大学院において経営又は管理に係る科目を専攻した期間を含む。)要件が課されている。 外国企業の支店等を通じた外国からの投資拡大により地域経済の活性化を図ることが見込まれる地域において、地方公共団体等が外国企業に対し支店等の施設を提供する場合に、本邦における事業所としての拠点確保が確保されることとみなして、他の「企業内転勤」の在留資格に係る他の要件を満たすことを前提に、支店等開設準備を行う外国企業の職員に対し在留資格「企業内転勤」の在留資格を決定する。	< について > 「投資・経営」は、投資して、その投資した事業の経営活動を行う外国人等に対し与えられる在留資格であり、前提として相当額の投資が行われることが必要である。地方公共団体が提供する施設を利用するとしても、投資要件を緩和することは相当額の投資をしていない外国人に対し同資格を与えることとなり、日米通商航海条約第1条の規定等を受けて在留資格を設けている趣旨からして困難である。 また、就業経験要件については、地方公共団体において、外国人が専門的・技術的分野の労働者に該当するか否かの客観的な判断を行う手法が確立されていない以上、当該要件を緩和することは困難である。なお、事業の経営を行う外国人には当該要件は課されていない。 また、管理に従事する者の報酬要件を除外することは、低賃金労働者の受入れにつながるおそれがあり、困難である。 < について > 単に地方公共団体が実施する支援措置の対象となる事業所を開設するのみでは、「本邦における事業所としての拠点確保が確保である」とすることは困難であることから、このような措置を講ずることは困難である。なお、地方自治体が出資する一定の第三セクターが保有する施設も対象とする予定である。						

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類'の見直し	46.'措置等の方法'の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
香川県	かがわ地域産業振興構想	2017	2017010	050230	地域の研究開発力強化のための外国人研究者集積促進	在留資格の拡大、在留期間の伸長 ・在留資格の拡大:在留資格「特定活動」に「研究成果を指導又は教育する活動」を追加 ・在留期間の伸長:5年 10年 ・特区特定事業「外国人研究者受入れ事業」の対象の拡大 ・研究分野を特定せず幅広い科学技術の分野を対象とする。 ・受入研究機関等について、地域再生計画区域の全ての企業及び機関に拡大	現在、本県では糖質バイオクラスター特区の「外国人研究者受入れ促進事業」を活用し、糖質バイオ分野の優れた外国人研究者の受け入れやすい環境を整備している。 今後、研究成果の事業化に相当期間の係る分野で外国人研究者が一層集積するよう、在留資格の拡大、在留期間の伸長を行なうとともに、糖質バイオ分野に限らず、ナノテク分野など新規成長が見込まれる幅広い分野についても外国人研究者の受け入れを促進できる環境を整備して優れた研究者を集積することで、地域の研究開発力を強化する。	研究成果の事業化までに相当の期間のかかる分野の外国人研究者の招聘を容易にし、また、糖質バイオ分野以外の分野についても優れた外国人研究者を受け入れやすくするため。	構造改革特別区域法第21条	外国人研究者受入れ促進事業において、在留期間の上限の特例を設ける等の措置を実施している。	3	-	外国人研究者については、一定の研究分野について研究から起業までの在留期間を認めることにより産業の育成を支援するという目的から在留期間の特例等を認めたものであり、在留期間の上限の5年から10年への更なる拡大、在留活動の範囲の拡大について同様の必要性が認められないまま、単純に措置することは困難である。 また、特区計画との整合性が図られていけば、研究分野の拡大は可能である。 さらに、受入研究機関の指定については、適正な在留管理の観点から行っているものであり、単純に地域再生計画全ての受入れ機関を対象とすることは困難である。	提案者の要望は、研究成果の事業化までに相当の期間のかかる分野の外国人研究者の招聘を容易にし、また、糖質バイオ以外の分野についても優れた外国人研究者を受け入れやすくするため、在留資格の拡大、在留期間の延長などを求めるというものであり、その趣旨を踏まえ再度検討し、回答されたい。	3		前回回答のとおり、外国人研究者については、一定の研究分野について研究から起業までの在留期間を認めることにより産業の育成を支援するという目的から在留期間の特例等を認めたものであり、在留期間の上限の5年から10年への更なる拡大、在留活動の範囲の拡大について同様の必要性が認められないまま、単純に措置することは困難である。 また、受入研究機関の指定については、適正な在留管理の観点から行っているものであり、単純に地域再生計画区域内の全ての受入れ機関を対象とすることは困難である。
香川県	かがわ地域産業振興構想	2017	2017020	050240	外国人研修生受入れ制度の拡充	受入れ可能研修生数の増員(現行の2倍) 技能実習に係る在留期間の延長(2年 3年)	外国人の研修生及び技能実習生の受入れ可能研修生数の増加、受入れ期間の延長により、研修生の技術・技能・知識の習得をさらに充実したものにすることができる。	県内企業の海外進出に伴い発展途上国との経済交流が重要となっており、今後、研修生の技術・技能・知識の習得をさらに充実したものにすることは現行制度の受入れ期間の延長や受入れ人数の増員が必要である。	出入国管理及び難民認定法施行規則別表第2、技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針第1の4	技能実習期間は研修活動の期間と合わせて最大3年以内の期間となっている。ただし、研修活動の期間が9月以内の場合には、研修活動の期間のおおむね1.5倍以内としている。	7	-	研修生の受入れ人数の上限については、適正な研修の実施体制の確保が見込まれる研修生の人数を設定しており、この受入れ人数の上限の緩和は研修制度を悪用した単純労働者としての受入れを促すおそれがあり、困難である。 また、問題事例が多発していること及び他国の発展に資する人材の育成を通じての国際貢献という研修・技能実習制度の目的に照らして、定住化を促すような期間設定は避けるべきであることから、在留期間の特例を講じることは困難である。				
大阪府	国際交流の拠点形成	2030	2030010	050250	りんくうタウン内の特定施設での業務に従事する外国人についてビザの免除	りんくうタウン内の特定施設(研究施設、国際交流施設)での業務に従事する外国人については、ビザ(日本国査証)の取得を免除	りんくうタウン内において関西国際空港経由で流入するおそれのある感染症に対応するため、研究施設への外国人研究者の招聘や国際交流施設の設置・運営のために入国する投資家や技能者の来訪にかかるビザを不要とする。	外国人研究者、技能者等が活動を行うための入国手続きを迅速かつ簡易に行うことにより、核となる施設の機能をより一層発揮できるようにする		査証については外務省所管である。	6	-					
東広島市	合併に伴う都市機能の再編成	2039	2039070	050260	国合同庁舎建設のための省庁間の調整	各地方機関の合同庁舎の早期建設のための各省庁間の調整	各地方機関の施設・敷地の狭隘化の解消を図るため、中心市街地への合同庁舎建設。	地方機関が市内各所にバラバラに存在しており、また、施設・敷地の狭隘化が課題となっている。	官公庁施設の建設等に関する法律(昭和26年法律第181号)	官公庁施設の建設等に関する法律(昭和26年法律第181号)第9条の2に基づき、国土交通省の所掌事務となっている。	6	-	官公庁施設の建設等に関する法律(昭和26年法律第181号)第9条の2により、国土交通省の所掌事務となっているため、なお、法務省の施設(刑務所等の収容施設は除く)についても、建替えにあたっては、単独庁舎から合同庁舎に入居を希望している庁を多数抱えているので、国民の利便性、行政サービスの向上を図る合同庁舎の整備促進に積極的に協力してまいりたい。				
豊川市、TMO、豊川地区商業観光活性化委員会	万博と地道なまちづくりによる豊川稲荷門前町観光商業活性化	1301	1301010	050270	外国人ビザ等の窓口の一元化による利便の増進	入国管理局などビザ発給等の年間数回の豊川市での出張窓口設置など、窓口の一元化を図る。	市及び若手店主等のまちづくり団体がフレンドシップ国及び相手国企業等と共同で、サテライト等を設置し、また、ボランティア等を募り、外国人用の観光案内所をまちなかに設置することにあわせ、入国管理局などビザ発給等の年間数回の出張窓口設置など、窓口の一元化を図り、外国人の利便を増進させることで、外国人観光を推進する。	外国人の利便に資する窓口を国、市、民間等により集約することで、外国人の豊川に対する知名度が上がり、外国人による「門前町」観光の推進につながる。	出入国管理及び難民認定法別表第1	外国人観光客については、在留資格「短期滞在」が与えられることとなる。	8	-	外国人観光客については在留資格「短期滞在」が与えられるが、「短期滞在」については、原則として期間更新は認められず、この場合、出入国時以外に出入国審査手続を経る必要はないことから、提案にあるような出張窓口を設ける必要はない。				



15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.'措置等の分類'の見直し	46.'措置等の方法'の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
福岡市	福岡アジアビジネス交流拠点都市構想	2079	2079010	050280	対日直接投資総合案内窓口の地方への設置	現在、東京のみに設置されている対日直接投資総合案内窓口を、対内投資を促進する地域にも設置し、関係省庁の地方出先機関の対内投資担当窓口を一元化することにより、中国や韓国をはじめとした海外からの進出に対応する。	本市では、外国企業の進出支援のためのワンストップサービス機能を持つ「アジアビジネス支援センター」を設置する予定であるが、同センターと関係省庁の地方出先機関の対内投資担当窓口との連携により、より効果的な外国企業の誘致を図る。	地方に進出して外国人事業者にとって、日本で事業を実施する際に必要となる手続きは煩雑で分かりにくく、具体的に進出を検討する際の障害となっている。そのため、地方における対内投資の促進にはこのような総合案内窓口機能が必要である。	法務省対日直接投資案内規則(法務省秘総訓第496号)第2条「窓口を大臣官房秘書課に置く。」	5	-	窓口は民間事業者だけでなく、各地方自治体又は関連機関からの照会等も受け付けており、既に地方自治体からの問合せ等への対応が可能となっている。	提案者は、対日直接投資総合案内窓口の地方における設置を要望しており、これについて再度検討し、回答された。	5	-	平成15年5月に、各府省庁及びJETRO等に設置した「対日直接投資総合案内窓口」において、既に民間事業者だけでなく、各地方公共団体及び関係機関等からの照会も受け付けており、地方公共団体からの問い合わせ等にも対応している。今後、現行制度において地方自治体から利用しづらい点があるのであれば、必要に応じ、関係省庁の地方支分部局にも同様の窓口を設置することも含めて検討していくこととしたい。	
月舘町	国有施設の開放・有効活用による地域再生計画	1082	1082010	050290	国の機関・施設、遊休国有地等の利活用規制の緩和	国の機関・施設、遊休国有地等の利活用を図り、その使用に当たっての規制を大幅に緩和する。	国の機関・施設、遊休国有地等は、自由に使えることを市区町村や住民にPRする。その使い方やアイデアは住民に委ねる。当然、管理上問題ないよう、義務も負ってもらうのは当然である。申告許可制でなく、届出制で、	おそらく、現状は「私的」なものには使用させないであろうし、申請主義で、その内容も「あれいせ、これを添付しろ、期間がどうの、内容が、とか事細かく、結局なんやかや「使用させない」方向に持っていかうとしているのでは、役所は問題がないほうが楽だから、地域再生を目指すからには、多少のリスクは必要。住民活動支援、性善説で、	国有財産法(昭和23年法律第73号)及び「国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱の基準について(昭和33年1月7日蔵管第1号)通達	6	-	法務省では、当省の所管に属する庁舎等(行政財産)について、国有財産法第5条に基づき管理しているところである。行政財産とは、国の行政活動を支える物的基礎であり、各省各庁がその行政目的を遂行するため使用するものである。庁舎等の行政財産をその用途、目的を妨げない限度において、国以外の者に使用収益の許可をすることなどは個々の具体的な事案について判断すべきことであるが、管理機関の自由裁量によって恣意的になされることなく、客観的に、かつ、統一的に処理を行うことが必要であるとして、「国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱の基準について」(昭和33年蔵管第1号)通達において、国の庁舎等について国以外の者に使用収益の許可ができる範囲の基準が定められ、その取扱いの統一が図られているところである。本提案事項は、現状においては、同通達上、許可できる場合に該当しないと考えられるので実施は困難と言わざるを得ない。	国有財産についての総轄の機関は財務大臣であり(国有財産法第7条)、法務省は国有財産に関する制度官庁ではないため、なお、実際の国有財産に関する事務処理は国有財産法令及び財務省通達等に基づき行っているところであり、よって、現時点において本件提案事項に関して法務省単独での対応は困難であるほか、庁舎管理上も考慮すべき問題が多いものと考え、制度官庁による通達改正等、規制緩和の検討に当たっては、当省としても積極的に協力してまいりたい。				
茨城県	ひたちなか地区の土地活用及び港湾利用推進プロジェクト	1278	1278030	050300	事業用借地権の設定期間の延長	事業用借地権の設定期間(10~20年)を10~30年に延長する。	事業用借地権の設定期間を10~30年にするにより長期の土地利用も可能となり、企業のニーズに弾力的に対応することができることから、ひたちなか地区における企業立地が促進される。	事業用借地権の設定期間は、10~20年であるが、建物の税務上の耐用年数は、店舗等の鉄骨造りの場合は30年程度であることから、企業からは30年の賃貸期間の要望がある。そのため、事業用借地権の設定期間の上限を30年まで延長することにより企業立地を促進する必要がある。	借地借家法(平成三年法律第九十号) (定期借地権) 第二十二条 存続期間を五十年以上として借地権を設定する場合には、第九條及び第十六條の規定にかかわらず、契約の更新(更新の請求及び土地の使用の継続によるものを含む。)及び建物の築造による存続期間の延長がなく、並びに第十三條の規定による買取りの請求をしないこととする旨を定めることができる。この場合においては、その特約は、公正証書による等書面によってしなければならない。 (事業用借地権) 第二十四條 第三條から第八條まで、第十二條及び第十八條の規定は、専ら事業の用に供する建物(居住の用に供するものを除く。)の所有を目的とし、かつ、存続期間を十年以上二十年以下として借地権を設定する場合には、適用しない。 2 前項に規定する借地権の設定を目的とする契約は、公正証書によってしなければならない。	現行法上、定期借地権の存続期間については、一般の場合が50年以上と、事業用の場合が10年以上20年以下とされており、20年超から50年末満の間の期間を存続期間とする事業用定期借地権の設定は認められていない。	2	-	法務省と国土交通省は、連携を取りながら、事業用定期借地権の活用実態に関する調査を実施中であり、今後、民間事業者の情報提供協力を得て、事業用定期借地権の存続期間の上限を引き上げることについての弊害の有無を見極めるなどした上、その是非を慎重に検討していく方針である(平成16年度中に検討終了予定)。	貴省の回答には、平成16年度中に検討終了予定とあるが、実施予定時期及び実施内容を明確にされたい。	3	-	前回の回答のとおり、法務省と国土交通省は、連携を取りながら、事業用借地権の存続期間の上限を引き上げることについての弊害の有無を見極めつつ、上限の制限を撤廃すること(事業用借地権の存続期間を10年以上とする)を含め、事業用借地権の存続期間の上限の引上げの是非について検討を進めているところである。なお、平成16年度中に検討を終了する予定であるが、検討の結果、上限引上げの措置を取るという結論になった場合の実施時期については、現在、未定である。

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
東広島市	合併に伴う都市機能の再編成	2039	2039060	050310	国の各地方機関の行政管轄区域の統一	市内における国の各地方機関の行政管轄区域の統一する方針の決定と統一までの期限の設定。	合併に伴う新市域内で行政管轄区域を統一することの政府の方針決定を求めるとともに、これが迅速に行われるために期限の設定を行う。	合併後の新市の一体性の強化や住民の利便性の向上を図るため、これらの管轄区域を同一にすることが必要である。	法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則(平成13年法務省令第12号)	法務局の管轄については、法務大臣が定めることとされている。	1		市町村合併等により行政区画に変更がある場合には、法務局の管轄区域の見直しを検討することは可能と思われる。	貴省の回答によれば「管轄区域の見直しを検討することは可能」とのことであるが、実施予定時期及び実施内容を明確にされたい。	5		本件については、現在でも、当該要望主体からの要請があれば、当該地域を所管する法務局において、法務局管轄の見直しを個別に検討することは可能であるため、所管法務局と調整願いたい。
㈱東京リーガルマインド	「民間事業者」の範囲	3078	3078010	050320	民間委託先を株式会社等の事業法人に限定	行政サービスの民間委託先を株式会社等の普通法人に限定する。	行政サービスの委託先を普通法人に限定し、民間事業者による入札・プロポーザルによるコンペティションを通じて、リーズナブルな行政サービスを実施する。	民間活力による地域経済の活性化を実現させるため	電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第3条第1項 技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針第一の2、第二の1	不動産登記、商業登記等の登記情報について電気通信回線による閲覧を使用とする者の委託を受けて、その者に対し、電子通信回線を使用して登記情報を送信する業務について(財)民事法務協会に、研修・技能実習制度における外国人技能実習希望者に係る在留状況評価等について(財)国際研修協力機構に、それぞれ委託している。	3	-	については、業務を委託する指定法人は、利用者の利便性と、登記情報システムのセキュリティを確保することを目的として設置するものであり、いわば国に代わって登記情報提供業務を行うものであり、当該業務が管利として行われることがあってはならないことから、指定法人は、公益法人でなければならないこととしているものであり、株式会社等の管利法人に委託することは相当でない。 については、業務委託について本年度中で廃止する予定である。				
石川町	里地里山再生計画	1112	1112020	050330	里地里山地区内の神社仏閣等習俗施設に対する公金支出	里地里山地区内には、江戸時代に建築された神社仏閣が存在し、里山に住む人々のシンボリック的存在になっているため、これらの地域管理を行っている施設を習俗施設及び文化財として修繕等に公金支出を行いたい。	地域管理の習俗施設(神社仏閣)の修繕等に対する公金の支出	神社仏閣は、規模や管理形態に関係なく宗教施設と位置付けられているが、里地里山地区内にある地域管理が行われている小さな神社仏閣は、宗教行事とはほど遠い習俗行事を執行しているに過ぎない。近年は、こうした施設の管理も十分でなく朽ちていく状況が見られるが、里山を維持してきた人々の心のよりどころでもあり、自然と共に里山の景観を守るために必要な施設であることから、公金支出を可能としたい。	-	6	-	法務省は憲法を所管しない。					
神奈川県	国際観光県「かながわ」推進構想	1285	1285010	050340	海外からの観光客のビザの免除等	現在、北京市、上海市、広東省のみで発給されている中国の団体旅行のビザについて、対象地域の拡大、免除等の措置を実施。また、県、市町村等が交流を行っている地域(神奈川県については中国遼寧省、韓国京畿道)についてのビザの発給、免除の実施。	姉妹都市等との観光交流の一層の拡大を図るとともに、海外観光展への出展、海外マスコット事業等を通じ、海外から観光客を誘致する。	ビザの免除等の措置により、観光客が来訪しやすくなり、観光客の増大が見込まれる。また、中国の姉妹都市等についてはビザが発給されず交流の妨げになっている。	-	6	-	査証については外務省所管であるが、中国団体観光旅行のための査証の発給対象地域の拡大については、現在関係省庁及び中国当局間において協議中である。					





15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
長崎県	東アジアとの観光交流計画	2121	2121020	050390	中国人団体観光ビザの発給対象地域の拡大	現在、中国人団体観光ビザの発給対象地域は、「北京市」、「上海市」、「広東省」の3地域の住民に限られているが、天津市、山東省、浙江省、江蘇省、遼寧省などに発給対象地域を拡大していただきたい。	中国の人口は約13億人であり、世界最大の人口を有するため、観光市場の大きなマーケットとなる。このため、現在ビザ発給地域が限定されているが、これがさらに拡大すれば、中国からの観光客が大幅に増大すると考えられる。これに伴い、地域経済の活性化及び雇用創出が期待できる。	中国でのビザ発給地域が拡大されると観光客の大幅な増加が見込まれるので提案する。	-	-	6	-	査証については外務省所管であるが、中国団体観光旅行のための査証の発給対象地域の拡大については、現在関係省庁及び中国当局間において協議中である。				
石垣市	光と風、ゆめみらい交流都市いしがき	2169	2169020	050400	台湾 - 石垣間のプログラムチャーター便の定期的運航	第三種である石垣空港に、定期便としてではなく「プログラムチャーター便の定期的運航」として、年に1度「年間運航計画表」を作成提出して定時運航を実現したい。	石垣市の行事やイベントとリンクさせたプログラムチャーター便年間定期運航計画の作成やマリンレジャーの適地がない台湾側から強い要望のあるマリンスポーツやダイビングなど海洋レジャーを中心とした観光ルート創出及び中国語表記のガイドブック・ガイドマップの作成、中国語の話せるガイド育成支援など、各種観光・リゾート産業関係機関や市民の協働参画への広報など石垣市民一体となって受け入れに必要な体制を整え、地域活性化を図る。また、国内向けには石垣島が「行きたい観光地」の全国ベスト10上位にランクされ、観光リゾートが好調なこと	現制度では入管法上の指定・臨時的期間の束縛があり、石垣空港において、手続きに莫大な時間とコストを要する。県庁所在地よりも近距離にあり、ニーズも高い台湾への定期的運航可能な直行便が実現可能となれば、国境の地の利を活かしたまちづくりの起爆剤とし、国際観光リゾート産業の収益増加に伴う、地域全体の活性化が図れる。	-	-	6	-	プログラムチャーター便の定期的運航については、国土交通省所管である。なお、石垣空港における出入国審査については、石垣港出張所の職員において対応している。				